

警戒度レベル1における対応について

【目次】

[県民の皆様へ](#) | [事業者の皆様へ](#) | [イベントの開催](#) | [県立学校](#) |

現在の警戒度は、レベル1です。

レベル1 <維持すべきレベル>

区域：栃木県全域

期間：令和4(2022)年6月25日～

- ・ ワクチン接種者含め、基本的な感染対策の徹底を継続
 - ✓ 「飲酒を伴う懇親会等」 ・ 「大人数や長時間におよぶ飲食」
を実施の際は、特に注意！

1 区域

2 期間

令和4(2022)年6月25日(土曜日)～

3 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

県民の皆様へ

県民に対する協力要請【特措法第24条第9項】

【感染リスクの低減を図る取組】

○基本的な感染対策の徹底の継続

- ワクチン接種者含め、「[適時適切なマスク着用](#)」・「会話する＝マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等の実践
- 「**飲酒を伴う懇親会等**」や「**大人数や長時間におよぶ飲食**」の実施は、**感染リスクが高まることから、上記の点について特に注意する**
- 外食の際は、[とちまる安心認証店](#)など、感染対策が徹底された飲食店を利用する
- 帰省や旅行等においても、感染リスクの高い行動を控える
- 症状等がある場合などには、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じる

飲食は 「とちまる安心認証店」で！



(外部サイト

[へリンク\)](#)

事業者の皆様へ

事業者に対する働きかけ

- テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施
- 感染拡大防止のための適切な取組の実施
- 基本的な感染対策の徹底

・ 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の喚気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策

- [「会話する＝マスクする」運動](#)への参加
- 「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）への注意

- [業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底](#)
- 重症化リスクのある労働者(高齢者、基礎疾患を有する者等)、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の配慮
- [「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」](#)の実施
- 事業計画(BCP)の点検・見直し及び策定

イベントの開催制限等についてはこちらです

県立学校での対応について

- 感染防止対策を徹底し、教育活動(部活動を含む。)を実施する。なお、感染リスクの高い教育活動は控える。
- 特に、部活動に付随する場面(飲食、更衣、移動、宿泊等)での感染防止対策を徹底する。
- 児童生徒及び保護者に対して、ワクチン接種に関する情報の周知に努める。

※市町立学校では、引き続き感染防止対策の徹底と、ワクチン接種に関する情報の周知に努めてください。

※県内の学校については、こちらをご覧ください。

【参考】

- 警戒度レベルの判断に使用する指標及び目安について
- 「新しい生活様式」の実践例 (PDF : 496KB)
- 人との接触を8割減らす、10のポイント (PDF : 995KB)
- 施設に応じた感染拡大を予防するための工夫 (例) (PDF : 258KB)
- 施設の種別に応じた感染防止対策の例 (PDF : 600KB)
- 業種別ガイドライン (外部サイトへリンク)

お問い合わせ

栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
電話番号：0570-666-983
(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

TOCHIGI PREFECTURAL GOVERNMENT

法人番号：5000020090000

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

電話番号：028-623-2323

Copyright © Tochigi Prefecture. All Rights Reserved.